管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
070010	補助金適正化法開放特区処分制限の撤廃及び補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産（不動産等）は、各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等をすることはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	C	I	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 したがって、補助事業者である地方公共団体のみの判断をもって補助目的外の処分を認めることは適当ではない。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できることとされているほか、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することも可能とされているところである。	地域再生推進のため補助制度の利便性の向上が重要であることから、これを踏まえ要望が実現できないか検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の提案は、補助金で取得したものを1度も補助目的どおりに使用せずに処分しようとするものではありません。 補助金の目的どおりに使用し、次のような特殊事情、状況変化が生じた場合は、その状況を地方公共団体が判断し、議会の議決事項という手続きを経ることにより、地方公共団体の判断により補助目的外に使用できるようにするものであり、補助目的どおりに使用せず、補助目的を達成していないものまで対象にするものではありません。 1　使用期間が2,3年であっても、別個の自治体で設置した類似補助施設が、市町村合併により結果として、近距離の間隔をおいて、同施設が1市町村の中に存在する状況になった場合や、新幹線や高速道路の急なルート変更による補助施設の廃止など、何等かの急激な事情変化がある場合等 2　7，8年使用したが利用者の急激な減少、市町村のまちづくりによる統廃合などの事情があるにも係らず、各省庁の定める耐用年数から勘案した補助金返還を要しなくなる期間まで維持費用を費やして維持する場合等事情の変化があった状況下で、耐用年数から勘案した各省庁が定める期間、経費を費やして維持する一方で、必要な施設のために、新たな国庫補助金を交付されて施設等の整備を行うよりは、施設等の有効利用をその地方公共団体の判断に委ねる方が効率的な税金の使用が行えます。		C	I	補助金の交付は、国の予算執行として特定の目的のために国費を支出しているものであり、各省各庁の長が適当と判断することにより行われているものであるから、補助目的施設について補助事業者等が当初の目的と異なった使用をするのであれば、国費の使われた方の問題として、その適否について国の予算執行について責任を有する各省各庁の長の判断を介在させることは合理性があり、国の予算執行の適正化を図る上で必要なものと考えている。 地方公共団体の議会も補助事業者等である地方公共団体の一部であり、国費の適正な使用という観点から、国の予算執行の適正化を図る責務を有する各省各庁の長が行う承認を不要とすることは適当ではないと考える。 また、補助金により取得された財産の転用が一切禁止されているものではなく、補助目的や当該財産取得後の事業の変更等に照らし合理性がある場合には、補助金等適正化法上、各省庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用することも可能とされているところである。 なお、個別に想定されている補助金があるのであれば、その転用の可否については各省に問い合わせされたい。	地域再生の推進の観点から、各省各庁の補助金取得財産の目的外使用要件の制度改革について、検討されたい。	C	I	本要請は地域再生推進プログラムの検討結果をまって答えるべき事項	1037010	長野県	補助金適正化法開放特区	補助金適正化法開放特区処分制限の撤廃	国庫補助事業で整備した施設,設備の有効利用を図るため、地方公共団体がその将来利用方法を検討し、地方議会においてその活用の方法を検討、議決がされた場合は、補助金適正化法第２２条の適用を除外し、処分制限残存期間の長短に関わらず、国庫補助金の返還を要しないで、補助金の目的外の利用、株式会社、ＮＰＯ等に対し、譲渡し、貸し付けができるように規制を緩和する。	福祉を取巻く事業の多様化、農林業の経営環境の変化、少子化に伴う学校や保育園の統廃合等により、国庫補助事業により整備した施設、設備を、財産の処分制限が適用されなくなるまで放置するのではなく、新たな事業実施形態である株式会社やＮＰＯ等による福祉、農林業、教育等の事業に活用することにより、その有効利用を推進し、地域経済の活性化を目指す。
070010	補助金適正化法開放特区処分制限の撤廃及び補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産（不動産等）は、各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等をすることはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	C	I	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 したがって、補助事業者である地方公共団体のみの判断をもって補助目的外の処分を認めることは適当ではない。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できることとされているほか、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することも可能とされているところである。	地域再生推進のため補助制度の利便性の向上が重要であることから、これを踏まえ要望が実現できないか検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、補助金により取得した財産から利益を得る主な利用者が、当該地域住民の施設について、少子高齢化の進展等、当該地域の実情により、当該自治体住民の代表で構成されている議会の承認を得て、補助目的外の処分を可能とすることにより、社会経済情勢の変化に、柔軟に対応した行政運営を展開しようとするものである。「三位一体改革」の推進により、地方自治体の自主・自立的な運営が求められる中、提案の実現に向けて、再検討され、その見解及び今後の対応について具体的に提示されたい。		C	I	補助金の交付は、国の予算執行として特定の目的のために国費を支出しているものであり、各省各庁の長が適当と判断することにより行われているものであるから、補助目的施設について補助事業者等が当初の目的と異なった使用をするのであれば、国費の使われた方の問題として、その適否について国の予算執行について責任を有する各省各庁の長の判断を介在させることは合理性があり、国の予算執行の適正化を図る上で必要なものと考えている。 地方公共団体の議会も補助事業者等である地方公共団体の一部であり、国費の適正な使用という観点から、国の予算執行の適正化を図る責務を有する各省各庁の長が行う承認を不要とすることは適当ではないと考える。 また、補助金により取得された財産の転用が一切禁止されているものではなく、補助目的や当該財産取得後の事業の変更等に照らし合理性がある場合には、補助金等適正化法上、各省庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用することも可能とされているところである。 なお、個別に想定されている補助金があるのであれば、その転用の可否については各省に問い合わせされたい。	地域再生の推進の観点から、各省各庁の補助金取得財産の目的外使用要件の制度改革について、検討されたい。	C	I	本要請は地域再生推進プログラムの検討結果をまって答えるべき事項	1117060	志木市	地方自治解放特区	補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で制限されている財産の活用を図る。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の「政令で定める場合」を「市町村の条例で定める場合」に改める。	社会経済情勢の変化に対応した柔軟な行政運営を展開する。
070020	補助金適正化法開放特区変更交付条件の廃止	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条	各省各庁の長は補助金等の交付目的を達成するために必要な条件を附するものとされており、補助事業等に要する経費の配分及び補助事業等の内容を変更等をする場合には各省各庁の長の承認が必要とされている。 ただし、各省各庁の長の定める軽微な変更をする場合はこの限りではない。	C	I	変更交付条件の廃止については、補助金の交付決定の判断は各省各庁の長が行っているものであることから、補助金の交付決定の前提となった補助金の経費の配分や内容の変更等がある場合には、それが補助目的の達成や補助金の公正かつ効率的な使用の観点から適当かとの判断を各省各庁の長が行うことは適当であり、各省各庁の長の承認が必要との原則は合理性があるものと考える。	地域再生推進のため補助制度の利便性の向上が重要であることから、これを踏まえ要望が実現できないか検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１２条には、「状況報告」の手続きがあり、補助対象事業の実施状況は、この状況報告により把握が可能であります、 また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条には、「補助金等の額の確定等」の規定があり、該当事業の補助目的の達成や補助金の公平かつ効率的な使用の観点からの判断を行う機会があります 補助金の経費の配分や内容の変更等については、「補助金等の額の確定等」の時に最終的に判断ができるので、変更については、変更の認可、許可を受けずに行えれば、事業実施者の迅速な対応が可能となり、現場に即応した対応が可能となります。		C	I	補助金の交付決定は、各省各庁の長が適当と判断することにより行っているものであることから、補助金の交付決定の前提とされた補助金の経費配分や内容の変更等がある場合には、それが補助目的の達成や補助金の効率的な使用の観点等から適当かの判断を各省各庁の長が行うとの原則は適当であり、合理性があるものと考えている。 補助事業者は交付決定の内容に従って事業を行う義務があり、交付決定の内容に従っていない場合には、遂行命令措置や交付決定の取消し等を行うことができることとされていることから、経費配分や事業内容の変更については、それを行う際に承認を得ることが必要と考える。 補助事業者が状況報告を行うことと各省各庁の長が承認をするというのは別の概念であり、状況報告を行うことにより承認を不要とする理由とはならないものと考える。 なお、経費配分や事業内容の変更についても、軽微な変更については各省各庁の長の承認を不要としているところであり、手続きの合理化等にも考慮しているところである。	地域再生の推進の観点から、各省各庁の補助金取得財産の目的外使用要件の制度改革について、検討されたい。	C	I	本要請は地域再生推進プログラムの検討結果をまって答えるべき事項	1037020	長野県	補助金適正化法開放特区	補助金適正化法開放特区変更交付条件の廃止	補助金の経費の配分の変更、内容の変更の際に、補助金適正化法第７条の変更等の承認、認可を要しないこととし、状況報告書の提出、実績報告書の報告で足りるものとする。	補助金の変更を国の認可、許可がなければ認められないのではなく、地方の自主性によって自由に変更を行えることにより、補助事業の執行に迅速な対応が可能となる。
070030	学校を運営するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	租税特別措置法第66条の11の2	ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して寄附をした場合には、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	C	—	ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されており、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。 学校を運営するＮＰＯ法人も現行制度の活用が可能である。 なお、要望が、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、認定ＮＰＯ法人制度とは別の特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入するNPO法人立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるためこの点を踏まえ、検討し回答されたい。			C	—	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を運営するというＮＰＯ法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 なお、ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されている。	貴省の回答では「法人制度等も考慮して」とあるが、ＮＰＯ法人立学校の場合どのような点が問題となるのか回答されたい。その上で提案の内容が実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	—	ＮＰＯ法人に対し、個人や企業が寄附を行った場合の税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が設けられている。認定ＮＰＯ法人制度では、国等の関与から極力自由に民間非営利活動が行われるべきとのＮＰＯ法人制度の趣旨を踏まえて、事業の内容に着目して国が特定の事業の奨励を図るということは行わない仕組みとしている。 （注）事業の内容に着目するのではなく、適切な情報公開を行っていることや、広く一般からの支援を受けていること（いわゆるパブリック・サポート・テスト）といった客観的で明確な基準をメルクマールとして制度設計をしている。特定の事業を行うものが優遇されるような措置は何ら講じていない。 事業の内容に着目して税制上の優遇措置を講じるとの考え方は、この考え方に逆行するものである。 いずれにせよ、提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	3051090	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇することが相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
070030	学校を運営するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	租税特別措置法第66条の11の2	ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して寄附をした場合には、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	C	—	ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されており、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。 学校を運営するＮＰＯ法人も現行制度の活用が可能である。 なお、要望が、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、認定ＮＰＯ法人制度とは別の特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入するNPO法人立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるためこの点を踏まえ、検討し回答されたい。			C	—	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を運営するというＮＰＯ法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 なお、ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されている。	貴省の回答では「法人制度等も考慮して」とあるが、ＮＰＯ法人立学校の場合どのような点が問題となるのか回答されたい。その上で提案の内容が実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	—	ＮＰＯ法人に対し、個人や企業が寄附を行った場合の税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が設けられている。認定ＮＰＯ法人制度では、国等の関与から極力自由に民間非営利活動が行われるべきとのＮＰＯ法人制度の趣旨を踏まえて、事業の内容に着目して国が特定の事業の奨励を図るということは行わない仕組みとしている。 （注）事業の内容に着目するのではなく、適切な情報公開を行っていることや、広く一般からの支援を受けていること（いわゆるパブリック・サポート・テスト）といった客観的で明確な基準をメルクマールとして制度設計をしている。特定の事業を行うものが優遇されるような措置は何ら講じていない。 事業の内容に着目して税制上の優遇措置を講じるとの考え方は、この考え方に逆行するものである。 いずれにせよ、提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	3052090	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇することが相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
070030	学校を運営するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	租税特別措置法第66条の11の2	ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して寄附をした場合には、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	C	—	ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されており、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。 学校を運営するＮＰＯ法人も現行制度の活用が可能である。 なお、要望が、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、認定ＮＰＯ法人制度とは別の特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入するNPO法人立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるためこの点を踏まえ、検討し回答されたい。			C	—	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を運営するというＮＰＯ法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 なお、ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されている。	貴省の回答では「法人制度等も考慮して」とあるが、ＮＰＯ法人立学校の場合どのような点が問題となるのか回答されたい。その上で提案の内容が実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	—	ＮＰＯ法人に対し、個人や企業が寄附を行った場合の税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が設けられている。認定ＮＰＯ法人制度では、国等の関与から極力自由に民間非営利活動が行われるべきとのＮＰＯ法人制度の趣旨を踏まえて、事業の内容に着目して国が特定の事業の奨励を図るということは行わない仕組みとしている。 （注）事業の内容に着目するのではなく、適切な情報公開を行っていることや、広く一般からの支援を受けていること（いわゆるパブリック・サポート・テスト）といった客観的で明確な基準をメルクマールとして制度設計をしている。特定の事業を行うものが優遇されるような措置は何ら講じていない。 事業の内容に着目して税制上の優遇措置を講じるとの考え方は、この考え方に逆行するものである。 いずれにせよ、提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	3053090	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇することが相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
070030	学校を運営するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	租税特別措置法第66条の11の2	ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して寄附をした場合には、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	C	—	ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されており、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。 学校を運営するＮＰＯ法人も現行制度の活用が可能である。 なお、要望が、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、認定ＮＰＯ法人制度とは別の特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入するNPO法人立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるためこの点を踏まえ、検討し回答されたい。			C	—	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を運営するというＮＰＯ法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 なお、ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されている。	貴省の回答では「法人制度等も考慮して」とあるが、ＮＰＯ法人立学校の場合どのような点が問題となるのか回答されたい。その上で提案の内容が実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	—	ＮＰＯ法人に対し、個人や企業が寄附を行った場合の税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が設けられている。認定ＮＰＯ法人制度では、国等の関与から極力自由に民間非営利活動が行われるべきとのＮＰＯ法人制度の趣旨を踏まえて、事業の内容に着目して国が特定の事業の奨励を図るということは行わない仕組みとしている。 （注）事業の内容に着目するのではなく、適切な情報公開を行っていることや、広く一般からの支援を受けていること（いわゆるパブリック・サポート・テスト）といった客観的で明確な基準をメルクマールとして制度設計をしている。特定の事業を行うものが優遇されるような措置は何ら講じていない。 事業の内容に着目して税制上の優遇措置を講じるとの考え方は、この考え方に逆行するものである。 いずれにせよ、提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	3090090	もう一つの学校を作る会	「公設民営」方式による幼・小・中・高一貫校としての「京都国際バイ　リンガル・スクール」の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇することが相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
070030	学校を運営するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	租税特別措置法第66条の11の2	ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して寄附をした場合には、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	C	—	ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されており、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。 学校を運営するＮＰＯ法人も現行制度の活用が可能である。 なお、要望が、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、認定ＮＰＯ法人制度とは別の特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入するNPO法人立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるためこの点を踏まえ、検討し回答されたい。			C	—	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を運営するというＮＰＯ法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 なお、ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されている。	貴省の回答では「法人制度等も考慮して」とあるが、ＮＰＯ法人立学校の場合どのような点が問題となるのか回答されたい。その上で提案の内容が実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	—	ＮＰＯ法人に対し、個人や企業が寄附を行った場合の税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が設けられている。認定ＮＰＯ法人制度では、国等の関与から極力自由に民間非営利活動が行われるべきとのＮＰＯ法人制度の趣旨を踏まえて、事業の内容に着目して国が特定の事業の奨励を図るということは行わない仕組みとしている。 （注）事業の内容に着目するのではなく、適切な情報公開を行っていることや、広く一般からの支援を受けていること（いわゆるパブリック・サポート・テスト）といった客観的で明確な基準をメルクマールとして制度設計をしている。特定の事業を行うものが優遇されるような措置は何ら講じていない。 事業の内容に着目して税制上の優遇措置を講じるとの考え方は、この考え方に逆行するものである。 いずれにせよ、提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	3108090	大阪北摂チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中・高一貫校としての「大阪バイリンガル・スクール」の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇することが相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
070030	学校を運営するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	租税特別措置法第66条の11の2	ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して寄附をした場合には、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	C	－	ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されており、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。 学校を運営するＮＰＯ法人も現行制度の活用が可能である。 なお、要望が、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、認定ＮＰＯ法人制度とは別の特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入するNPO法人立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるためこの点を踏まえ、検討し回答されたい。			C	－	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を運営するというＮＰＯ法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 なお、ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されている。	貴省の回答では「法人制度等も考慮して」とあるが、ＮＰＯ法人立学校の場合どのような点が問題となるのか回答されたい。その上で提案の内容が実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	－	ＮＰＯ法人に対し、個人や企業が寄附を行った場合の税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が設けられている。認定ＮＰＯ法人制度では、国等の関与から極力自由に民間非営利活動が行われるべきとのＮＰＯ法人制度の趣旨を踏まえて、事業の内容に着目して国が特定の事業の奨励を図るということは行わない仕組みとしている。 （注）事業の内容に着目するのではなく、適切な情報公開を行っていることや、広く一般からの支援を受けていること（いわゆるパブリック・サポート・テスト）といった客観的で明確な基準をメルクマールとして制度設計をしている。特定の事業を行うものが優遇されるような措置は何ら講じていない。 事業の内容に着目して税制上の優遇措置を講じるとの考え方は、この考え方に逆行するものである。 いずれにせよ、提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	3117090	特定非営利活動法人（WC／IAC国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての『国際アカデミー』（仮称）の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇することが相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
070030	学校を運営するNPO法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	租税特別措置法第66条の11の2	ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対して寄附をした場合には、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	C	－	ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されており、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。 学校を運営するＮＰＯ法人も現行制度の活用が可能である。 なお、要望が、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、認定ＮＰＯ法人制度とは別の特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入するNPO法人立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるためこの点を踏まえ、検討し回答されたい。			C	－	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を運営するというＮＰＯ法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 なお、ＮＰＯ法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定ＮＰＯ法人制度が既に措置されている。	貴省の回答では「法人制度等も考慮して」とあるが、ＮＰＯ法人立学校の場合どのような点が問題となるのか回答されたい。その上で提案の内容が実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	－	ＮＰＯ法人に対し、個人や企業が寄附を行った場合の税制措置としては、認定ＮＰＯ法人制度が設けられている。認定ＮＰＯ法人制度では、国等の関与から極力自由に民間非営利活動が行われるべきとのＮＰＯ法人制度の趣旨を踏まえて、事業の内容に着目して国が特定の事業の奨励を図るということは行わない仕組みとしている。 （注）事業の内容に着目するのではなく、適切な情報公開を行っていることや、広く一般からの支援を受けていること（いわゆるパブリック・サポート・テスト）といった客観的で明確な基準をメルクマールとして制度設計をしている。特定の事業を行うものが優遇されるような措置は何ら講じていない。 事業の内容に着目して税制上の優遇措置を講じるとの考え方は、この考え方に逆行するものである。 いずれにせよ、提案は、ＮＰＯ法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	3118090	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中・高一貫校としての「大阪バイリンガル・スクール」の開始	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	「学校事業者としてのNPO法人」は公益を著しく増進する法人であり、税制上の優遇することが相当である。	私たちは「学校事業者としてのNPO法人」を申請し、自治体と共同で「「公設民営」方式により学校の設立をめざしている。寄付等に関して税制上の優遇措置を獲得することによって健全な財政基盤を確立したい。
070040	学校を運営する地方独立行政法人への寄付金に対する税制上の優遇措置	所得税法第78条第2項第3号、法人税法第37条第4項第3号	地方独立行政法人への寄附金に関する税制措置については、16年度税制改正の中で講じられることとされている。	C	－	地方独立行政法人への寄附金に関する税制措置については、16年度税制改正の中で講じられることとされている。 ただし、要望のような事業を行う地方独立行政法人は、現行の地方独立行政法人制度の上では成立しないものと考えられる。 いずれにせよ、要望が、地方独立行政法人のうち、特区において学校を運営するものに限って、特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	提案は、新規参入する地方独立行政法人が管理する学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省の対応策の「特区において学校を運営するものに限って特例的な税制上の優遇措置を講じるというものであれば検討要請事項の対象となり得ない。」という点につきましては、地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄付金控除の対象とする事により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながること、集まった寄付金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与すること、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保が図れることから提案しているものです。また、当区の提案は、独立行政法人の行う業務に学校の管理・運営を加えるものであり、他の独立地方法人と何ら性格を異にするものではありません。 これらの点から、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」ではないことをご理解いただき、「地方独立行政法人への寄付に対する税制措置について、16年度税制改正の中で講じる。」対象に加えていただけますよう、再度ご検討の上、貴省のお考えをお教えください。		C	－	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を管理・運営するという地方独立行政法人の事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。 提案は、特区内に限り、地方独立行政法人が学校の管理･運営を行うことができることとし、その場合に税制上の優遇措置を講ずるというものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。 また、16年度税制改正における地方独立行政法人に対する税制措置は、現行の地方独立行政法人制度（16年度施行）に基づき講じられるものであり、実現可能性が不明な仮定の制度に基づき、税制措置を講ずることは不可能。					1074150	杉並区	教育改革特区（新しいタイプの学校）の創設	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする。	地方独立行政法人が管理する小中一貫校は、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。
070050	濁酒の製造事業の要件緩和	構造改革特別区域法第24条	○特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	C	－	現在、特区法で措置している「特定農業者による濁酒の製造事業」に係る酒税法の特例は、グリーンツーリズムを推進する観点から、自ら生産した米を原料として製造した濁酒の提供を通じて農家と都市住民の交流を促進するため、特例的に製造免許の要件を緩和したものであり、その対象者を農家民宿や農園レストランを営む農業者に限ることとしたところである。 なお、本特例措置は本年10月1日から施行されたばかりで、これによる濁酒の製造もいまだ実施されていないことから、まずは本特例措置の実施状況を見極めていくことが重要と考えている。 本特例措置の範囲内で対応されたい。	提案は、地域経済活性化のため濁酒の製造事業につき新たな規制改革を求めるものであり、この点を踏まえ検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1、「特定農業者による濁酒の製造事業」に係る酒税法の特例は、農家民宿や農園レストランを営む農業者に限られており農村住民と都市住民の交流促進に配慮されているが、当該地域のような小規模農家が点在する山村には摘要しにくいと考えられる。 2、マタギは狩猟者であって農業者ではなく、農産物及びその副産物はマタギコミュニティの中で分業生産されていたことから、山村住民と都市住民との交流促進を目的に、特定地域での濁酒の分業製造を行いたい。		C	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインや清酒などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 このように、本措置は、現行免許制度の特例として昨年10月1日から施行されたばかりであり、これによる濁酒の製造もいまだ実施されていないことから、まずはその実施状況を見極めていくことが重要と考えている。 現行の特例措置を有効に活用されたい。	特定農業者以外の者による濁酒製造について、実施状況の結果によっては検討するものと解してよいか。	C	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、その特例を設けるに際し、「民宿等を併せ営む農業者」であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと等から、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者（特定農業者）に限定されているものである。 なお、実施状況を見極めることは、対象者を特定農業者に限定した本特例措置により、酒税の保全に支障が生ずるか否か等を検証するために必要なものであり、対象者の拡大の適否について判断するためのものではない。	1068040	阿仁町	マタギ特区構想	農家民宿における酒類の製造免許要件の特例の拡大	・マタギコミュニティ内において、酒類の製造から消費を行う。	・マタギ生活の中で狩猟以外の農林産物（どぶろく）等の集団的製造・消費を行う。
070050	濁酒の製造事業の要件緩和	構造改革特別区域法第24条	○特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	C	－	現在、特区法で措置している「特定農業者による濁酒の製造事業」に係る酒税法の特例は、グリーンツーリズムを推進する観点から、自ら生産した米を原料として製造した濁酒の提供を通じて農家と都市住民の交流を促進するため、特例的に製造免許の要件を緩和したものであり、その対象者を農家民宿や農園レストランを営む農業者に限ることとしたところである。 なお、本特例措置は本年10月1日から施行されたばかりで、これによる濁酒の製造もいまだ実施されていないことから、まずは本特例措置の実施状況を見極めていくことが重要と考えている。 本特例措置の範囲内で対応されたい。	提案は、地域経済活性化のため濁酒の製造事業につき新たな規制改革を求めるものであり、この点を踏まえ検討し回答されたい。			C	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインや清酒などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 このように、本措置は、現行免許制度の特例として昨年10月1日から施行されたばかりであり、これによる濁酒の製造もいまだ実施されていないことから、まずはその実施状況を見極めていくことが重要と考えている。 現行の特例措置を有効に活用されたい。	特定農業者以外の者による濁酒製造について、実施状況の結果によっては検討するものと解してよいか。	C	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、その特例を設けるに際し、「民宿等を併せ営む農業者」であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと等から、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者（特定農業者）に限定されているものである。 なお、実施状況を見極めることは、対象者を特定農業者に限定した本特例措置により、酒税の保全に支障が生ずるか否か等を検証するために必要なものであり、対象者の拡大の適否について判断するためのものではない。	3007010	喬木村商工会	商工業者の「どぶろく」（濁酒）製造・販売特区による飯田下伊那の広域観光プロジェクト	旅館・民宿等における酒類の製造免許要件の特例	商工業者が経営する一般の旅館・民宿等が、その旅館・民宿等がある市町村で収穫された農産物を主原料として「どぶろく」（濁酒）を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設け、数量基準を零とする。	飯田・下伊那地域は各市町村によって標高差があり、同じ農産物であっても味に差が生じている。そのため、それらを主原料とした「どぶろく」（濁酒）も地域により味の違いが生じるため、飯田・下伊那地域の旅館・民宿等が当店秘蔵の「どぶろく」（濁酒）として利用客に振舞うことができれば、その旅館・民宿等の誘客に効果があるばかりでなく、飯田・下伊那地域の各旅館・民宿等が「どぶろく」（濁酒）の味の違いをセールスポイントとして、「どぶろく週間」や「どぶろく月間」として点で結びつければ広域的な観光客誘致・観光振興等に効果がある。
070050	濁酒の製造事業の要件緩和	構造改革特別区域法第24条	○特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	C	－	現在、特区法で措置している「特定農業者による濁酒の製造事業」に係る酒税法の特例は、グリーンツーリズムを推進する観点から、自ら生産した米を原料として製造した濁酒の提供を通じて農家と都市住民の交流を促進するため、特例的に製造免許の要件を緩和したものであり、その対象者を農家民宿や農園レストランを営む農業者に限ることとしたところである。 なお、本特例措置は本年10月1日から施行されたばかりで、これによる濁酒の製造もいまだ実施されていないことから、まずは本特例措置の実施状況を見極めていくことが重要と考えている。 本特例措置の範囲内で対応されたい。	提案は、地域経済活性化のため濁酒の製造事業につき新たな規制改革を求めるものであり、この点を踏まえ検討し回答されたい。			C	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインや清酒などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 このように、本措置は、現行免許制度の特例として昨年10月1日から施行されたばかりであり、これによる濁酒の製造もいまだ実施されていないことから、まずはその実施状況を見極めていくことが重要と考えている。 現行の特例措置を有効に活用されたい。	特定農業者以外の者による濁酒製造について、実施状況の結果によっては検討するものと解してよいか。	C	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、その特例を設けるに際し、「民宿等を併せ営む農業者」であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと等から、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者（特定農業者）に限定されているものである。 なお、実施状況を見極めることは、対象者を特定農業者に限定した本特例措置により、酒税の保全に支障が生ずるか否か等を検証するために必要なものであり、対象者の拡大の適否について判断するためのものではない。	3008010	勝山市若猪野	「どぶろく」を用いた農村地域コミュニティー活性化特区	「どぶろく特区」における事業主体要件の緩和	いわゆる「どぶろく特区」の対象者（事業主体）を、農家民宿等を併せ営む特定の農業者に限定せず、農村集落内の農業者とする。	地域間交流事業において、ふれあいのあるもてなしの一環として、地元産の醸造米「五百万石」を利用した振舞い酒として、当区内の集落センターで「どぶろく」を製造する。特区による規制緩和が実現すれば、醸造設備の整備を行い早期に交流事業に活用し、農村地域コミュニティーの活性化を図るとともに、勝山市が進める「ふれあい人口5万人」交流都市づくりを目指す。また、将来的には、この「どぶろく」を地域特産品として市域での直販や市域外への通信販売による販売を行い、農村地域コミュニティー活性化の起爆剤としたい。
070060	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	○酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゅう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゅう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル	D－1	－	特区内で生産された農産物を用いて製造したワインを農家民宿等で提供することについては、当該ワインの製造を既存の酒類製造者に委託することとすれば、現行法上、特に制約はない。 また、特区法においては、特定農業者が製造する濁酒に限り製造免許要件の特例が設けられているが、ワインについては、既に各地で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、積極的にご相談されたい。	提案の主旨は、酒類の製造を業者に委託するのものではなく、基準数量に満たない場合であってもぶどうの自家製ワインを製造することを要望しており、この点を踏まえ、回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「ワインについては、各地で製造されており製造委託も容易」とのことであるが、地元のワイナリーと協議した結果①原料1t以上なら可能。それ以下の場合コスト面、製造現場の担当者の作業効率からみても非現実である。②大量生産された安心院産ワインにプライベートラベルを作り、ボトルに貼ることが現実的③結局、もてなし用として想定している原料100kg～400kgの少量を個別製造管理することは不可能である。との回答であった。どぶろくも造り手によって味が違いそれが魅力となるのであって、コストに見合う原料を確保し画一化された同じ味のワインを製造したり、プライベートラベルのみでごまかしても無意味なのである。各農家等個々が特色ある独自のワインを造りもてなすことが、グリーンツーリズムの更なる発展につながり、ひいては、特区の目的である地域経済の活性化につながるのではないか。日本ワイナリー協会より品質面、安全面、コスト面からの理由で反対陳情がなされているが、これはどぶろくについても同じことが心配されるのではないか。酒造メーカー等からの反対陳情がなかったからいいというのか。以上より、なぜどぶろくが可でワインが不可であるのか明確な理由をお示しいただきたい。		D－1	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインや清酒などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 ワインについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であること等から、特例の対象とされていないものであるが、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 なお、提案主体の意見では、地元のワイン製造者と協議したところ、少量の製造委託は困難であるとのことであるが、日本ワイナリー協会によれば、当該製造者においては、少量の製造委託についても前向きに検討を行っているとのことであり、引き続き当該製造者と協議願いたい。	提案は製造委託によりワインを製造するものではなく、農業者等が自ら現在の最低製造数量基準を満たさない少量のワインを製造したいとするものであり、グリーンツーリズムの推進、地域の活性化の観点からも、提案者の要望が実現できないか再度検討し、回答されたい。	D－1	－	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいという要望については、昨年の特区法改正により、特定農業者が製造する濁酒に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 ワインについては、既に各地域で製造されており、製造委託が可能であること等から、特例の対象とされていないものである。 ワインについて、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。	1084010	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	酒類の製造要件の緩和（ワイン）	グリーンツーリズムの促進を目的に、もてなしの範囲内での少量の自家製造について、どぶろく同様ワインも酒税法第7条の製造数量の緩和を行うものとする。	旅館・民宿・農泊・飲食店を営む者に限定し、地元産のブドウのみを原料としたワインの自家製造を認可する。ブドウとワインの町にふさわしい地域特性を活かした都市農村交流を促進することが可能となる。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
070060	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	○酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゅう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゅう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル	D－1	－	特区内で生産された農産物を用いて製造したワインを農家民宿等で提供することについては、当該ワインの製造を既存の酒類製造者に委託することとすれば、現行法上、特に制約はない。 また、特区法においては、特定農業者が製造する濁酒に限り製造免許要件の特例が設けられているが、ワインについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、積極的にご相談されたい。	提案の主旨は、酒類の製造を業者に委託するものではなく、基準数量に満たない場合であってもぶどうの自家製ワインを製造することを要望しており、この点を踏まえ、回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	少量のワインの製造については酒類製造業者に委託することとすれば特に制約がないということであるが、本県のようにワイン醸造を行う酒類製造業者が数社しかなく、地域によっては半径50km以内にワインの製造業者が存在しない空白地域ができている。 また、農家民宿においてワイン製造を行う目的は、農業体験者が摘み取った果実から自分だけのワインをつくることにより、実感に満ちた体験を味わってもらうことにあり、必然的に少量にならざるを得ない。 このような空白地域の農家から少量のワインを製造するために、遠距離の製造業者まで果実を搬送することは、農家と製造業者の双方にとって非効率である。 他地域では酒類製造業者への委託によりワイン製造を行われていると思われるが、本県においても将来的にワイン製造を希望する農家が集積されてくれば、当該地域内で最低製造数量基準を満たす製造業者が営業することが可能になると思われる。しかし、それまでの間、少数の農家民宿経営者の新たな取り組みを実現する方法としては、最低製造数量基準要件の緩和が最も効果的であると考えられるため、ワイン製造業者の空白地域における最低製造数量基準要件の緩和を認めていただきたい。		D－1	－	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインや清酒などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 ワインについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であること等から、特例の対象とされていないものであるが、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、具体的にご相談されたい。	提案は製造委託によりワインを製造するものではなく、農業者等が自ら現在の最低製造数量基準を満たさない少量のワインを製造したいとするものであり、グリーンツーリズムの推進、地域の活性化の観点からも、提案者の要望が実現できないか再度検討し、回答されたい。	D－1	－	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいという要望については、昨年の特区法改正により、特定農業者が製造する濁酒に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 ワインについては、既に各地域で製造されており、製造委託が可能であること等から、特例の対象とされていないものである。 ワインについて、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。	1140020	福井県	学びといやしの里づくり特区	農家民宿等における酒類の製造免許要件の緩和	都市と農村の交流の活性化に資するよう、ワインの製造を委託することが困難な地域において、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した果実（葡萄等）を原料として果実酒類（ワイン等）を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることを可能にする。	体験型農園において、地域の特産である果実の摘み取りを体験するだけではなく、それを原料とする果実酒を独自の商品名で製造できることは、より実感に満ちた体験となる。また、それにより、都市と農村交流が活発になり、地域の活性化が図られる。そのためには、少量の製造数量であっても酒類製造免許が取得できることが望まれる。
070070	酒税についての納税申告の簡素化	酒税法第30条の2、第30条の4	○酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月、課税標準数量、酒税額等を記載した申告書を翌月末日までに所轄税務署長に提出しなければならない。 ○申告書を提出した酒類製造者は、申告に係る酒類を移出した日の属する月の末日から2月以内に酒税を国に納付しなければならない。	C	－	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしているところであり、酒類製造者は、製造規模の大小や本業か副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。											1084021	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化(酒税についての納税申告の簡素化)	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるという公益性を求めることが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。
070080	酒税についての記帳義務の簡素化	酒税法第46条	○酒類製造者等は、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。	D－1	－	酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務を課しているところであり、酒類製造者は、酒税の納税義務者として、記帳義務を適正に履行していただくことが必要である。 なお、法令解釈通達において、製造場の構造、設備又は製造操作の特殊性等から、主に製造過程に関し記帳ができない事項（例えば仕込み前後の容器の液面までの深さなど）については、その記帳を省略することができることとされており、これを踏まえ製造者の実状に即して対応することとしている。											1084022	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化（酒税についての記帳義務の簡素化）	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるという公益性を求めることが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。
070090	道の駅において酒類を販売する場合の観光地等酒類小売業免許の条件緩和	酒税法第11条	道の駅に対して観光地等酒類小売業免許を付与する場合、一般的な酒類の需給関係に支障を来さないよう地方的な特産品又は土産品として販売される酒類に限る旨等の条件を付している。	D－1	－	新たに取り扱おうとする酒類が地方的な特産品又は土産品に該当する場合は、申立により条件緩和を受けることが可能である。 (注)特産品等の酒類は清酒に限定されるものではなく、また、その製造場の所在地は所轄税務署管内に限定されるものではない。											1115020	兵庫県、西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町	北はりまツーリズム特区	道の駅において酒類を販売する場合の観光地等酒類小売業免許の条件緩和	地域の特産品である酒類を道の駅において販売しているが、酒類小売業免許の条件から、販売できる酒類の範囲が「所轄の税務署管内の酒類製造者が製造した清酒」に限られている。 このため、酒類の製造地に関係なく地域の特産品である酒類を販売できるよう、免許の条件の緩和を行う。	(実施内容) 「北はりま田園空間博物館」の運営主体の特定非営利活動法人等が、観光地等酒類小売業免許を受け、道の駅において酒類を販売しているが、特産品振興等の観点からも免許の条件を緩和し、酒類の製造場所に関係なく、①1市4町に関する銘柄を冠した特産品である酒類、②1市4町で生産された山田錦や果実等を原材料とする特産品である酒類を販売できるよう、酒類の範囲を拡大する。 (効果) 北はりま田園空間博物館の展示物（サテライト）の充実に繋がるほか、地域ブランドイメージの向上、特産品の販売ルートの確立に加え、観光客へのサービスの観点からも有益である。
070100	公的宿泊施設等において酒類を販売する場合の一般酒類小売業免許の要件緩和	酒税法第10条	酒類小売業免許は、販売する酒類の範囲及びその販売方法に応じ、一般酒類小売業免許、特殊酒類小売業免許等に区分され、免許区分に応じた要件が定められている。	D－1	－	地域の特産品である酒類に限定した販売を行おうとする場合は、観光地等酒類小売業免許を受けることが可能である。											1115030	兵庫県、西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町	北はりまツーリズム特区	公的宿泊施設等において酒類を販売する場合の一般酒類小売業免許の要件緩和	公的宿泊施設、特産品販売施設等において酒類を販売しようとする場合において、一般酒類小売業免許の場所的要件及び需給調整要件を満たさないために免許が取得できない場合がある。 このため、地域の特産品である酒類に限定した販売を行おうとする場合には、同要件を適用することなく免許を取得できるよう、免許要件の緩和を行う。	(実施内容) 「北はりま田園空間博物館」のサテライトとして登録された公的宿泊施設、特産品販売施設等において地域の特産品である酒類に限定して販売する場合においては、酒税法第10条に規定する免許要件のうち、場所的要件及び需給調整要件を適用することなく免許を取得できるようにする。 (効果) 北はりま田園空間博物館の展示物（サテライト）の充実に繋がるほか、特産品の販売ルートの確立に加え、観光客、宿泊客へのサービスの観点からも有益である。
070110	各市町村の商工業者(酒類販売店に限らずあらゆる商工業者）が、その市町村で製造された「どぶろく」（濁酒）であれば、その市町村において自由に販売できるようにするための販売要件の特例	酒税法第9条	酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとに税務署長の免許を受けなければならない。ただし、酒場等において飲用に供する業については免許を受ける必要はない。 酒類小売業免許は、販売する酒類の範囲及びその販売方法に応じ、一般酒類小売業免許、特殊酒類小売業免許等に区分され、免許区分に応じた要件が定められている。	D－1	－	酒場、料理店など酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、酒類販売業免許を受ける必要はない。 濁酒に限定した販売を行おうとする場合は、比較的要件がゆるやかな観光地等酒類小売業免許を受けることが可能である。	提案は、その地区で製造された濁酒に限り販売免許がなくてもその地区で自由に販売できるようにしたいとするものであり、この点を踏まえ、回答されたい。			D－1	－	酒税法においては、酒税の保全の観点から、酒類の製造や販売業について免許制を採用している。免許申請があった場合は、申請者が過去に免許取消を受けたことがあるか、法令違反により処罰されたことがあるか、経営の基礎が薄弱でないか等の点について審査しており、これらの要件に不適格なときは免許を拒否することができるとされている。免許を受けずに濁酒の販売業を行えるようにすることは、酒類を取り扱う者として不適格と認められる事業者も酒類の販売業を行うことにもなり適当ではない。 ただし、提案の具体的事業（当地の濁酒の商工業者による観光客等への販売又は飲食店での提供)については、現行制度においても実施可能であると考えられる。					3007020	喬木村商工会	商工業者の「どぶろく」（濁酒）製造・販売特区による飯田下伊那の広域観光プロジェクト	各市町村の商工業者(酒類販売店に限らずあらゆる商工業者）が、その市町村で製造された「どぶろく」（濁酒）であれば、その市町村において自由に販売できるようにするための販売要件の特例	商工業者が、自らが事業を営む市町村で収穫された農産物を主原料として製造された「どぶろく」(濁酒）であるならば、自由に販売できる特例を設ける。	飯田・下伊那地域は各市町村によって標高差があり、同じ農産物であっても味に差が生じている。そのため、それらを主原料とした「どぶろく」（濁酒）も地域により味の違いが生じるため、飯田・下伊那地域の各市町村の商工業者が当地秘蔵の「どぶろく」（濁酒）として観光客等に販売（飲食店がメニューの1つとして提供することも含む）することができれば、誘客に効果があるばかりでなく、飯田・下伊那地域の各観光地が「どぶろく」（濁酒）の味の違いをセールスポイントとして、「どぶろく週間」や「どぶろく月間」として点で結びつくことによって広域的な観光客誘致・観光振興等に効果がある。
070120	ワイン原料の供給農家がそのワインを小売できる特区	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条関係 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法第3条、第4条	酒類小売業免許は、販売する酒類の範囲及びその販売方法に応じ、一般酒類小売業免許、特殊酒類小売業免許等に区分され、免許区分に応じた要件が定められている。 税務署長は、酒類供給能力が過剰であること等一定の要件に該当する地域を緊急調整地域に指定することができ、緊急調整地域においては酒類小売業免許の付与等を行ってはならない。ただし、通信販売に限る旨その他一定の条件を付して酒類小売業免許を付与する場合等については、この限りではない。	D－1	－	地域の特産品であるワインに限定した販売を行おうとする場合は、観光地等酒類小売業免許を受けることが可能であり、その審査基準は、一般酒類小売業免許の取扱いが準用されるが、申請の内容に応じて軽減等される場合がある。 観光地等酒類小売業免許は、緊急調整地域においても受けることができる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	観光地等酒類小売業免許は、季節的に行楽客の集まる場所において付与するものであると規定されており、地酒のみの販売をもくろんだ場合であっても、その場所がすでに観光地または旅館街のような行楽客が多数訪れている実績を問われることとなり、原料の生産がなされている農業地帯では現状免許の対象となる行楽地としての集客力は有しておりません。本提案は、人が集まるから酒類を販売するチャンスがあるという観点から販売の許可を願うものではなく、原料生産者が供給した原料分だけのワイン販売許可を願うものであり、原料栽培農家の経済的支援及び国産ワインの抱える原料供給問題の解決を主眼と置いたものです。ワインは特に原料の特性に酒質の善し悪しを負うところが多く、海外では畑ごとに明確に区別されるほど原料の生産地にこだわる酒類であり、その点がワインの楽しみの1つであり商品を差別化する最大のポイントとなっています。ワインを農産加工品としての観点から見ても、現在小規模の農産加工品の販売では生産者、生産地の特定が商品の販売力を高めており、「安全で信用できる食品」を求める消費者のニーズに答えることになっています。原料栽培がなされている畑を前に、この地でこの農家が作った原料からできたワインなのだと納得をして購入できる販売方法こそが日本のワイン産地が欧米並みに発展できる道であり、減衰しつつある日本の農業にワイン原料の栽培努力により充分な利益を得ることの出来るという夢を与えてことの出来る制度であると考えます。現状の酒類販売状況との兼ね合いにつきましても、農家が保有する生食果樹の直売ルートが活用されるので現状の酒類小売販売を崩すことは無いと思われます。現行の販売免許の概念にとらわれずに国産ワイン振興及び果樹農家救済の観点からの検討をお願いします。		D－1	－	観光地等酒類小売業免許は、観光客等の酒類需要に対応するため、国立公園内の観光地において観光客に対し酒類を販売する場合等のほか、各地域においてその地域の特産品等である酒類を販売する場合に付与しており、申請販売場がこれら観光地等に該当する場合（該当すると見込まれる場合を含む。）は、この免許を受けることが可能である。					3031010	信州まし野ワイン株式会社	ワインの小売販売特区 （ワイン原料の供給農家がそのワインを小売できる特区）	ワイン原料の供給農家がそのワインを小売できる特区	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第9号関係1（3）における「取締上不適当と認められる場所」の意義の解釈上の緩和。 同通達 第10条第10号関係3（1）（2）における「経歴及び経営能力等」及び「販売能力及び所要資金等」の解釈上の緩和。 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による松川町の指定解除	当町の果樹農家は、同時に多様な果実を生産し、市場のみならず個々で加工製品に変え産地直売に努めている。ワイン原料としてもこだわって生産し供給しているが、そのワインを自ら有料頒布できない現状で、原料生産者から見た「私のワイン」を自己の農園にて直接販売が出来ることを願っている。酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第10条第9号関係1（3）および同通達 第10条第10号関係3（1）（2）に規定される酒類販売業の免許要件を緩和,かつ「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による松川町の指定解除を受け、果樹生産農家に限るワインの小売販売免許特区を設定されるなら、そのワインの消費拡大と地域の活性化ひいては税収の増加に寄与できる。（別紙に記載）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
070130	国民健康保険料の徴収権の優先順位の国税と同順位化	国税徴収法第8条	国税は、納税者の総財産について、一定の被担保債権を除き、すべての公課その他の債権に先立って徴収することとされている。	C	－	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、本件提案は、検討要請事項の対象とはなり得ない。 [参考] 租税債権は、①租税が国家存立の財政的裏付けとなるものであること、②租税負担の公平確保の観点から確実に徴収されなければならないこと、③租税債権は反対給付を前提とせず、法律に基づいて一律に課されるものであることから納付・徴収されにくいという特質があること等の点が考慮され、優先権が認められている。	提案は、非課税措置や減額措置の創設又は拡大を求めるなど単なる税財政措置を求めるものではなく、特区の検討対象となりえる。この点を踏まえ、検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	①「構造改革特区推進のための基本方針」において"従来型の財政措置を講じない"とされるのは、税の非課税措置や減額措置の拡大等を想定されたものであり、新たな財政措置を伴わない今回の提案は検討要請事項の対象になると考える。 ②国保税は反対給付を前提にしたものであることなど、国保料と本質的に同一のものであり(国民健康保険法第76条に基づき国保事業に要する費用は原則保険料で賄うこととされ、例外的に国保税が認められている。)、国保税のみ地方税として優先される明確な理由を示していただきたい。		C	－	租税債権は、①租税が国家存立の財政的裏付けとなるものであること、②租税負担の公平確保の観点から確実に徴収されなければならないこと、③租税債権は反対給付を前提とせず、法律に基づいて一律に課されるものであることから納付・徴収されにくいという特質があること等の点が考慮され、優先権が認められている。	国民健康保険税と国民健康保険料で取り扱いに差を設けている理由は何か示されたい。また、国民健康保険料についても同じ扱いとできないか、再度検討し回答されたい。	C	－	国民健康保険税と国民健康保険料で取り扱いに差を設けている理由については、当省の所管事項ではなく答える立場にない。 国民健康保険料について国民健康保険税と同じ扱いにできないかとの点については、法律上、国民健康保険料が税として位置付けられていない以上、税と同じ優先順位とすることはできない。	1065020	広島市	国民健康保険料徴収権に関する特区	国民健康保険料の徴収権の優先順位を国税と同順位にする。	現在国税及び地方税に次ぐとされている国民健康保険料の徴収権優先順位を国税と同順位にする。	徴収権の優先順位を国税と同順位にすることにより、滞納処分により徴収する保険料の収納増に繋げる。
070140	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の改正	税理士法第52条	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない。	C	－	1 労働者派遣事業者が税理士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した税理士法第52条に抵触することとなる。特に、これを認めると、労働者派遣業者が実質的に税理士法人と同様の機能を果たし得ることとなるが、このことは、社員を税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却する恐れがある。 2 このような税理士法第52条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象・範囲を変更することは、①現代においては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも税務サービスを提供することが可能であること、②税理士が取り扱う委嘱者は特定の地域に限らず、全国を対象とするものであることから、場所的な限定は意味をもたないから相当でない。 3 したがって、この問題は特定の地域内のみを対象に検討すべき事柄でなく、全国的に資格法制全体のあり方を視野に入れて検討すべきものと考える。税理士法第52条が税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、税務に関する専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた税理士が税理士業務を独占することが、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るために必要とされたからである。このような同条の趣旨は、現在なお合理性、妥当性を有するものであり、同条の規制対象・範囲を変更することは相当でない。但し、労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能である。	貴省の回答では、税理士の労働者派遣について、「労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能である」としているところであるが、「雇用関係に基づく指導監督権限が税理士業務に及ばないことについての担保」を法律により担保するよう措置すべきではないか。この際、改正された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の第49条の2第1項では「外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。」との規定があり、これと同様の規定を置くことにより、派遣元の指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないようにできるのではないか。再度検討し、回答されたい。	1．貴省は、労働者派遣事業者が税理士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うことになり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した税理士法第52条に抵触することとなると指摘されます。しかし、労働者派遣事業者は税理士を企業等に派遣するのみであり、派遣税理士は自らの責任の下、自らの名において税理士業務を行います。つまり、派遣事業者は税理士業務の内容についてはノータッチなのです。ですから、実質的にみて、労働者派遣事業者が派遣先の税理士業務を取り扱うということは全く起こりません。 そうだとすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、税務に関する専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた税理士のみが税理士業務を行うことにより、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るという税理士法52条の趣旨に抵触するということはないと考えます。2．貴省は、税理士法第52条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象・範囲を変更することは、①現代においては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも税務サービスを提供することが可能であることと、②税理士が取扱う委嘱者は特定の地域に限らず、全国を対象とするものであることから、場所的な限定は意味をもたないから相当ではないと指摘されます。この点確かに、税理士が高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも税務サービスを提供することもありますし、税理士が取扱う委嘱者は特定の地域に限らず、全国を対象とするものであるというのはまさしくその通りです。しかし、税理士業務の中には、比較的狭い地域内で完結するものも比較的多いのが現実です。そのような業務についてのみでも、派遣という形態での業務を認めるのは、多くの税理士にとっては活躍の場の拡大につながり、企業等にとっては適法かつ迅速な租税関係事務の実現につながるものです。したがって、特定の区域内で実験的に規制緩和を行うことには大きな意義があり、場所的な限定は意味をもたないとは決していえないと考えます。特区内でまず、派遣税理士制度がうまく機能するか否かを実験し、機能すると実証されれば全国的にこれを実施するというのが良いと思います。		C	－	「労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指揮監督権限が税理士業務に及ばないことについての担保」については、その方法も含め、今後厚生労働省とも相談しながら検討してまいりたい。	税理士の税理士法人への派遣の実現性について、その担保措置を早急に検討し、速やかに対応できないか回答されたい。	C	－	税理士の税理士法人又は税理士への派遣の実現性について、その担保措置を含め、今後、厚生労働省とも相談しながら検討してまいりたい。	3067010	株式会社東京リーガルマインド	士業者派遣特区	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の改正	「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の「第二適用除外業務等三適用除外業務以外の業務に係る制限」にある次の規定は、これを削除すべきと考えます。 二) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)、司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)及び行政書士法(昭和二十六年法律第四号)に基づく弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とはならないものであること。	士業者が派遣形態で働くことを促進する。
070150	税関空港の指定基準の特例	関税法第2条第1項第12号、関税法施行令第1条第2項	税関空港とは、関税法上「貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港」と定義されており、同空港に限られた人員を集中させることにより、監視取締り、通関等の業務を集中させ、効率的・効果的な税関行政の執行を確保させるもの。	C かつ D－1	－	(外国貿易のために開放された)税関空港は、監視取締り、通関等の業務を集中させ、また、同空港に限られた人員を集中させることにより、効率的・効果的な税関行政の執行を確保させるものであるが、本提案は「一定量の国際ビジネス機の離着陸が見込まれる場合は、税関空港として指定することを要望するもの」であり、いずれは全国展開を想定している特区構想として、仮に当該提案が認められることになれば、愛知県のみが適用対象となることはありえず、各地方自治体の要請により、国際ビジネス機等の国際不定期便の離着陸が見込まれる地方空港すべてに適用され、税関空港が全国に拡散することとなる。このような形で、税関空港が全国に波及すれば、税関に対する纏った行政需要を見込むことができないような地方空港においても、税関の機構・定員の措置を行う必要が生じ、これまでの集中的な監視取締り等は困難となる。特に、国内の治安強化が喫緊の課題とされている現下の情勢に鑑み、このような形で国境における水際取締りなど税関行政の実効性を低下させることは適当でないと考えられる。 以上のような理由に加え、中部国際空港開港にあたっては「空港整備七箇年計画について」(H8.12.13閣議決定)により、定期航空路線の一元化が前提とされており、中部国際空港開港後の名古屋空港についても、仮に同空港から国際定期路線すべてが中部国際空港に移転する場合には税関に対する纏った行政需要を見込むことができないことから、税関空港として指定することは行政効率の観点から不適当である。 なお、中部国際空港開港にあたって、仮に名古屋空港が税関空港でなくなった場合においても、税関空港となっていない他の地方空港と同様、国際ビジネス機等の運航に関し、運航日の2週間前までにCIQ機関に連絡があれば、直ちに、通関審査など各CIQ機関とも要望に沿った対応をすることとなっているが、その運用に当たっては連絡の期間等も含め、柔軟に対応してまいりたい。 また、仮に税関空港として指定された場合、不開港出入許可手数料を免除されることとなるため、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	一定の需要が見込めれるのであれば税関空港として位置づけてもよいのではないか、検討し、回答されたい。この際、農林水産省の回答では「今後も国際便の入港が見込まれ、畜産物類の輸入要望があるのであれば引き続き指定港とすることについて検討する」とあり、同様に検討されたい。また、貴省の回答では2週間前までのCIQ機関への連絡について「柔軟に対応」とあるが、国際ビジネス機の特性及びそれに特化する空港の特性を踏まえ、執務時間外における対応も含め、直前の審査要請や時間変更に適切に対応するものと解してよろしいか、回答されたい。	1 「当該提案が認められれば、国際ビジネス機等国際不定期便の離着陸が見込まれる地方空港すべてに適用され税関空港が拡散する」との見解について 本提案は、世界の大企業のデシジョンメーカーや著名な文化人、芸術家等の多くが移動手段として活用している国際ビジネス機の特性に着目し、国際ビジネス需要の多い大都市近郊に位置し、定期便が不在でビジネス機に十分な空港施設と利用機会が提供できる空港をその拠点とすることで、特区と海外諸地域とをダイレクトに結びつけ、まさに特区制度の究極目的である地域の経済・産業発展を目指すものである。そのため、一般旅客を扱う大型・中型の国際不定期便は規制の特例の対象外としており、また、国際ビジネス機についても、拠点化にふさわしい飛来見込みを有することが必要と考え、年間100回以上の離着陸が見込まれる場合に限定している。現在、その要件を満たす実績のある空港は、名古屋空港のほか、成田、新千歳、仙台、関空などの大都市近郊の空港であり、税関空港が無制限に拡散する危険は無い。 2 「国際定期路線がすべて中部国際空港に移転する場合には税関に対する纏まった行政需要を見込むことができないことから、税関空港として指定することは行政効率の観点から不適当」との見解について 中部国際空港開港により現名古屋空港の国内・国際定期航空路線は一元化されるが、国際ビジネス機は対象外である。本特区提案においては年間50機(離着陸100回)以上のビジネス機の飛来が見込まれる場合を指定要件としていることから、国際定期便が一時的に不在で年間32機(航空局監修：数字で見る航空2003による)の国際チャーター機の飛来しか無かった熊本空港が税関空港であり続けたことに比べれば、はるかに行政需要があると考えられる。また、本提案では、審査体制についても、本特区構想に係る規制の特例(070160)の中で、別途、効率的な手法をあわせて提案しているものであり、行政効率の観点から不適当との見方はあたらない。わが国ではこれまで不特定多数の旅客が利用する定期便中心の出入国行政が行われてきており、特定少人数のビジネス機旅客についてはその属性を考慮されること無く取り扱われてきており、海外から「ビジネス機鎖国」との汚名まで受けているため、視点を変えて特区において要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。 3 「税関空港でなくなった場合でも…運用に当たっては連絡の期間等も含め、柔軟に対応してまいりたい」との見解について 国際チャーター便とは異なり、前日の離着陸決定や時間変更が頻繁に行われる国際ビジネス機の特性に鑑みて、現行制度の枠内では実質的に運航を行うことができなくなるために今回の特区提案を行っているところである。 また、特区においては、将来の名古屋空港を「国際ビジネス機の拠点」とすることを目指しており、原則自由に国際ビジネス機が離着陸できる制度環境整備を求めているものであり、不開港開港手続の「許可」という「一般的禁止の解除」にかからしめることには馴染まない。 なお、原則2週間とされる「連絡の期間等も含め、柔軟に対応」するとのことであるが、上述のようなビジネス機特有の運航にどう対応していただけるのかお示しいただきたい。 4 「不開港出入許可手数料を免除されることとなるため、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなりえない」との見解について 本提案においては、国際ビジネス機による出入国も国際定期便と同様に行政需要があると考えているものであり、一定量のビジネス機の飛来が見込まれる空港も税関空港に指定されるべきであるとの考えに立っている。そのため、「手数料を免除される」といった視点は適切ではない。 また、第2次提案において、「CIQ業務は自治体に委託等することはできない」との回答が示されており、地域が費用を負担し地域の国際化政策を求める道を御省自ら閉ざしているものであり、国の責任と費用負担において、適切な行政需要に対応していただきたい。		C かつ D－1	－	中部国際空港開港にあたっては「空港整備七箇年計画について」(H8.12.13閣議決定)により、定期航空路線の一元化が前提とされており、中部国際空港開港後の名古屋空港についても、仮に同空港から国際定期路線すべてが中部国際空港に移転する場合には税関に対する纏った行政需要を見込むことができないことから、税関空港として指定することは行政効率の観点から不適当である。仮に税関空港として指定された場合には、不開港出入許可手数料が免除されることとなるため、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。特区推進室等からの意見に係る回答は以下のとおりである。① 年間50機(離着陸100回)以上の国際ビジネス機が見込まれる空港は、現在、名古屋空港のほか、成田、新千歳、仙台、関空などの大都市近郊の空港であることから、CIQ指定空港が当該特区構想により無制限に拡散するとの危険はないのではないかとの指摘については、確かに本提案は、国際ビジネス機に限定したもので、国際不定期便は対象外になっているが、他方、出入国者数で見た行政需要は、国際不定期便が来航する、名古屋空港以外の非指定空港の地方空港の方がはるかに大きくなることは確実であり、仮に本提案が認められた場合、こうした地方空港が税関空港の指定を要望してくることは容易に想像できる。なお、愛知県は、「定期便が不在で、実質的にビジネス機が自由に離着陸し駐機できる利便性の高い空港をその根拠とすることで、地域の経済・産業発展を目指すものである」と主張するが、こうした点は、現在非指定の地方空港の関係者からも同じような主張がなされているところであり、名古屋空港だけを特別扱いする理由にはならない。② 本特区提案では、大企業のデシジョンメーカーや著名な文化人、芸術家等の旅客を搭乗させた国際ビジネス機特区であるとの理由で税関空港に指定するよう要望しているが、税関行政の観点からは、愛知県等が要望する国際ビジネス機を利用して出入国する著名な文化人等と国際線の定期便や不定期便を利用する一般旅客とを区別して取扱うべき根拠・合理性はなく、単に国際ビジネス機を利用するという理由で、著名な文化人等の出入国者のみを優遇することは出来ない。③ 愛知県は、国際定期便が一時的に不在で年間32機の国際チャーター機の飛来しか無かった熊本空港との比較で、名古屋空港の方がはるかに行政需要があると主張しているが、確かに熊本空港については、商業上の理由によって、国際定期便が一時運休され、この間も税関空港として指定されていたことは事実である。しかしながら、これは、あくまで当該路線が恒久的に廃止扱いとされ、経済環境等の変化によっては、運航再開の可能性が常時あったこと、したがって、仮に一旦指定を取り消すこととすると、運航が再開した場合に機動的に再指定や官署の再設置を行うことが困難であること等から、かる取扱いをしたものである。こうした特殊事情があった熊本空港の取扱いをもって名古屋空港を税関空港として指定することはできない。(更に、出入国者数で見た行政需要は、年間32機の国際チャーター機の飛来しか無かった当時の熊本空港の方が、年間50機の小型国際ビジネス機の飛来があるとする名古屋空港をはるかに上回ることについても留意すべきである。)④ 御指摘の農林水産省の回答については、植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく指定港に指定しなければ、国際ビジネス機からのギャベージの搬出及びその処分が不可能となるため、「今後も国際便の入港が見込まれ、植物類及び畜産物類の輸入要望があるのであれば引き続き指定港とすることについて検討する。」趣旨と理解しており、指定されていなくても、近隣官署からの職員派遣によって、行政ニーズに応えることが可能な他のCIQ指定空港とは事情が異なるものである。⑤ なお、税関空港でなくなった場合の具体的な対応については、本件特区要望の帰趨を見極めた上で今後検討されることとなろうが、要員確保等の観点から一定の制約はあるが、名古屋空港及び国際ビジネス機の特性等を踏まえ、可能な範囲で円滑な運航に支障を来たさないよう配慮してまいりたい。⑥ 不開港出入許可手数料に関する愛知県の指摘の趣旨は不であるが、税関空港の指定取消が予定されている名古屋空港が、特区認定によって特例的に税関空港として存続される場合には、本来であれば国にして支払われるはずの不開港出入許可手数料が免除されることになるため、当該特区構想は、そもそも、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ないと考える。	貴省の回答で「可能な範囲で円滑な運行に支障を来たさないよう配慮してまいりたい」とあるが、内容について明確化できないか具体的に検討し回答されたい。	C かつ D－1	－	指定空港でなくなった場合の対応については、要員確保等の観点から一定の制約はあるが、国土交通省の外国航空機の出入国許可等に係る航空法施行規則の改正内容を念頭に、名古屋空港及び国際ビジネス機の特性等を踏まえ、可能な範囲で円滑な運航に支障を来たさないよう配慮する。なお、具体的対応については、関係各省の名古屋空港を管轄する地方支分部局及び愛知県等関係者との間で早期に協議・検討を進めることとする。	1078040	愛知県、名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町、名古屋空港活用促進協議会、日本貿易振興機構、日本ビジネス航空協会	開国！国際ビジネス機特区	税関空港の指定基準の特例	年間100回以上の国際ビジネス機の離着陸が見込まれる場合は、特区を税関空港として指定し、適切な審査対応(直前の審査要請及び時間変更可)を行う。	国際ビジネス機の離着陸に不可欠な通関機能を備えることにより、中部国際空港開港後の名古屋空港を我が国初の国際ビジネス機の拠点とし、製造業を始め高い産業集積を誇る当地域と海外企業をダイレクトに結び付け、新たなビジネスや対日投資の促進、また世界的に著名な文化人や政治家等の来訪による当地域の国際的な地位向上を図るとともに、FBO事業や国際ビジネス機チャーター事業などの新しい航空系産業を創出する。
070160	CIQ審査業務の適正規模化と機内における審査実施に係る規制の特例	関税法第9条の3、第15条、第17条、第67条、第105条	入管(法務省)、税関(財務省)、検疫(厚生労働省)が、それぞれ所管する業務を行っている。	C	I	空港における出入国旅客に対するCIQ業務は、審査・検査の対象がそれぞれ全く異なり、業務遂行に必要な専門性も全く異なっている。 このため、税関が入管、検疫から権限委任を受け、業務を行うことは困難である。	国際ビジネス機旅客の多くは、著名な財界人や文化人等であり、審査対象の属性、規模も限定されている。職員が併任し、其々の業務遂行に必要な専門性を備えればよいのではないか。法令上、一人の職員に税関、出入国管理、検疫の審査を委任することができないこととなっているのか確認されたい。提案には「米国では、入管、検疫から権限委任を受けた税関職員が一人で機内まで出向いて審査」しているとあり、これも踏まえて、提案が実現できないか、検討されたい。 また、地域再生の推進のため施策の連携は重要であることから、これを踏まえ本提案が実現できないか再度検討し回答されたい。	1 「CIQ業務は、審査・検査の対象がそれぞれ全く異なり、業務遂行に必要な専門性も全く異なっている」との見解について 特区においてはビジネス航空旅客のみを対象とし、国際貨物の輸入などは伴わないため、対象は少数の乗員及び旅客とその携行物等であり、限定的である。 まず出入国管理(I)についてであるが、「入国審査官」には特段の資格は求められていない上、その業務は、「旅券・査証の有効性の確認」や「在留資格・在留期間の確認」、「上陸拒否対象者か否かの確認」など形式要件に係る審査業務である。それら審査に必要な「入国記録」や「犯罪記録」等の確認は現在、電子情報ネットワーク化されており、入国管理局の電子端末を使用すれば「税関職員」においても実際の業務実施が可能である。 また、乗員上陸許可等についてはインターネットを介した「乗員上陸許可支援システム」が運用されており、事前審査の実施が可能となっている。 なお、特区での出入国は国際ビジネス機に限られるが、実態上、ビジネス機旅客の場合、審査の結果、口頭審理に及ぶようなケースはほとんど無い。 次に検疫(Q)についてであるが、実際の業務を行う「検疫官」には特段の資格は求められておらず、その業務は、「明告書、乗員乗客名簿等による有症者の確認(第11条)」「質問票による有症者の確認(第12条)」「患者の隔離・消毒(第14条)」等、高度な専門性は求められていないため、実態上も事務官が「検疫官」としてその職務に当たっている。 また、「有症者の診察や病原体の検査」(第13条)については、現行の運用でも嘱託医等非常勤医師を確保して行っていることから、引き続き同様の手立てをとれば支障は無い。 実際、検疫飛行場である熊本空港では、福岡検疫所から国際便があるたび「検疫官」1名が出張対応し、旅客から申告があった場合のみ空港近隣在住の嘱託医に往診に来てもらっており、旅客が希望すれば、健康票を配付することで嘱託医の往診も無いまま帰宅もしくは病院に行かせている。 なお、検疫業務は「検疫所長」が「検疫官をして行わせる」ものであり、あくまで権限の所在は「検疫所長」にあるため、「検疫官」以外の者による実際の業務実施にも馴染み、業務に強制力も伴わないため、税関職員においても実施が可能である。 今回の特区提案の内容については、米国では国際ビジネス機に対して一般的に行われている方法であり、特区において実現できないか再度検討の上ご回答いただきたい。 2 なお、今回提案した機内における審査実施は可能と考えてよいか。		C	I	1. 空港における出入国旅客に対するCIQ業務は、審査・検査の対象がそれぞれ全く異なり、業務遂行に必要な専門性も全く異なっている。 このため、税関が入管、検疫から権限委任を受け、業務を行うことは困難である。 2. 機内における出入国旅客の検査については、①旅客の手荷物が客室と貨物室に二分されている場合があること、 ②客室内が狭隘であり、出入国者毎に携帯品を区別することや通関済み貨物と未通関貨物との区別ができないこと、 また、③機内では麻薬探知犬やX線検査装置等の検査機器を活用した検査が困難であることから不可能である。	税関職員が他のCIQにかかる事務を掌握する官職と併任することは法令上可能か回答されたい。	C	I	税関職員をIQに係る事務を掌握する官職に併任することは法令上不可能ではないと思われるが、空港における出入国旅客に対するCIQ業務は、審査・検査の対象がそれぞれ全く異なり、業務遂行に必要な専門性も全く異なっているため、税関職員が入管、検疫の業務を行うことは困難である。	1078090	愛知県、名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町、名古屋空港活用促進協議会、日本貿易振興機構、日本ビジネス航空協会	開国！国際ビジネス機特区	CIQ審査業務の適正規模化と機内における審査実施に係る規制の特例	特区においては、米国の例に倣い、税関職員に入管、検疫に係る審査業務権限を委任するなどし、少数の税関職員が機内において審査ができるようにする。	国際ビジネス機旅客に適した規模と手法によるCIQ審査ができるようにし、中部国際空港開港後の名古屋空港を我が国初の国際ビジネス機の拠点とすることで、製造業を始め高い産業集積を誇る当地域と海外企業をダイレクトに結び付け、新たなビジネスや対日投資の促進、また世界的に著名な文化人や政治家等の来訪による当地域の国際的な地位向上を図るとともに、FBO事業や国際ビジネス機チャーター事業などの新しい航空系産業を創出する。
070170	通い箱の再輸入手続きの簡素化	関税法第67条、関税定率法第14条第11号	輸入申告の際に、当該貨物の輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。	C	－	全国規模での規制改革要望に対する回答にてお答えしているが、平成16年度までに関係者等からのヒアリングを実施するなど、その可否を含めた対応について結論を得ることとしており、現在、関係者からのヒアリングを実施中である。 なお、ULDについては、現在、外国貨物の取扱いであり、通い箱を外国貨物の状態で管理するならばULDと同様の取り扱いは可能である。ただし、外国貨物は保税地域に置くこととなっている。	全国的に検討することになっているが、当該器具毎に付されている番号等により本邦製であることが明示され同一性の確認ができる場合には、特区において先行的に輸入手続が簡素化できないか検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・通い箱を外国貨物の状態で管理(保税地域に置く)するなら、ULDと同様の取扱いは可能であるとの回答であるが、そうならば措置の分類は「C」ではなく、「現行の規程により対応可能」の「D-1」となるべきである。 ・回答によると、平成16年度までに関係者にヒアリングを実施し結論を得るとの事であるが、検討の内容及びスケジュールを具体的に示して欲しい。		C	－	通い箱の再輸入手続が一定の条件の下で可能な場合は、特区だけではなく、全国一律に実施することとしている。当該手続は関税等の免税手続であり、税の適用にあたっては公正・公平を確保する必要があることから、特区において先行実施する性格のものではなく全国一律で実施すべきものである。 現在、利用実態に応じた手続の簡素化を検討中であり、同一性の確認、管理方法等について通い容器の利用実態を中心に関係者からヒアリングを実施しており、本年6月までにはヒアリングを了することとしている。 なお、これまでのヒアリングにおいて、通い容器は、輸入通関後、内国貨物として運送・保管されていると聞いている。					2005080	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区	通い箱の再輸入手続きの簡素化	通い箱の再輸入手続きについて、航空貨物輸送用器具(ULD)と同等の簡易な手続にする。	通い箱については、関税法第14条、第10項及び第11項により再輸入貨物として無条件免税が適用されているが、再輸入の際、輸入許可が必要となっている。 この再輸入手続を、当該器具に個別に番号を付し、それにより管理が行われていることを前提に、航空貨物輸送用器具(ULD)と同等の手続に簡素化する。
070170	通い箱の再輸入手続きの簡素化	関税法第67条、関税定率法第14条第11号	輸入申告の際に、当該貨物の輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。	C	－	全国規模での規制改革要望に対する回答にてお答えしているが、平成16年度までに関係者等からのヒアリングを実施するなど、その可否を含めた対応について結論を得ることとしており、現在、関係者からのヒアリングを実施中である。 なお、ULDについては、現在、外国貨物の取扱いであり、通い箱を外国貨物の状態で管理するならばULDと同様の取り扱いは可能である。ただし、外国貨物は保税地域に置くこととなっている。	全国的に検討することになっているが、当該器具毎に付されている番号等により本邦製であることが明示され同一性の確認ができる場合には、特区において先行的に輸入手続が簡素化できないか検討し回答されたい。			C	－	通い箱の再輸入手続が一定の条件の下で可能な場合は、特区だけではなく、全国一律に実施することとしている。当該手続は関税等の免税手続であり、税の適用にあたっては公正・公平を確保する必要があることから、特区において先行実施する性格のものではなく全国一律で実施すべきものである。 現在、利用実態に応じた手続の簡素化を検討中であり、同一性の確認、管理方法等について通い容器の利用実態を中心に関係者からヒアリングを実施しており、本年6月までにはヒアリングを了することとしている。 なお、これまでのヒアリングにおいて、通い容器は、輸入通関後、内国貨物として運送・保管されていると聞いている。					5111029	社団法人日本自動車工業会		リターナブルラック輸入手続の簡素化	貨物(ラック)の管理体制が確実かつ、現品にマーク等が付され本邦製であることが明示されているものについては、輸入者の自主管理に任せ、輸入の際の輸出許可書の提示を省略する扱いとして欲しい。	現地生産の拡大・部品調達のグローバル化等に伴い、近年、KD部品・補用部品の輸出或いは部品輸入の拡大が続いているが、これらの輸送にはリターナブルラックが使われている。このラックの輸入に際しては、関税定率法第14条第11号(再輸入する容器の無条件免税)の適用を受け免税輸入しているが、免税を受けるには輸出許可書の提示が必要である。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
070180	船舶の入港に関わる税関への提出書類についての提出期限の緩和	関税法第15条	外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間以内に入港届、積荷目録及び船用品目録を税関に提出しなければならない。	D－1	－	外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港のときから二十四時間以内に入港届、積荷目録及び船用品目録を税関に提出しなければならないが、これらの提出は、ファクシミリにより行うことができる。ただし、この場合、税関の指定する番号のファクシミリ装置により受信した日から3日以内（期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。）に正本を税関に提出しなければならない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1　今回の特区要望に対する「措置の概要（対応策）」は、FAXでの対応を前提とした通達（平成9年2月1日実施）を根拠としているが、すべての船にFAXが装備されているわけではなく、装備のない船の場合は対応する方法がない。 2　FAXを装備した船の場合でも、入港時に提出する書類は、「入港届」のほかにも、「STORE LIST」、「CREW LIST」、「VOYAGE MEMO MANIFEST」（揚げの場合）など多種あり、それをすべて船にFAXして船長のSIGNを取り、さらに税関あてにFAXする方法は非効率である。 3　在来船が沖待ちすることになった場合でも、港長への書類提出では、入港届に沖着の日時と接岸時の日時を記載して提出しており、着岸後、原則的に24時間以内に提出するように指導されている。税関が同様の対応が取れない理由が不明である。 以上により、今回の特区要望提案に対する回答の再検討を要望します。		D－1	－	税関は、入港届等によって、入港する外国貿易船の種類、トン数など外形的な状況や、仕出港及び乗組員構成等の状況を把握することにより、必要かつ的確な監視取締りを行っている。 税関としては、取締りの実効性を確保するため、外国貿易船の入港の事実や上記のような当該船舶に関する情報を可能な限り早期に把握する必要があるが、他方で、荷役のためのバース待ち、夜間入港などの都合によって、外国貿易船が港内に一旦投錨する場合を考慮し、入港届等の提出期限を「入港の時から24時間以内」としている。 なお、税関に対する入港届等の書類の提出手段は、税関窓口へ直接提出する方法やファクシミリによる送信で行う方法以外にも、NACCS（通関情報処理システム）を利用して電子的に提出することが可能である。さらに、昨年7月にはシングルウィンドウ化の実現によって、例えば、入港届については、1回の入力・送信で、必要とする複数の関係機関（港長、港湾管理者など）への手続を行うことが可能となっている。					2016090	横浜市	国際物流特区	船舶の入港に関わる税関への提出書類についての提出期限の緩和	関税法第15条に基づき税関に提出する書類の提出期限は、「入港の時から24時間以内」となっているが、「着岸した時から24時間以内」とする。	関税法15条には、「外国貿易船が開港に入港した時、船長は、入港の時から24時間（行政機関の休日は除く）以内に入港届、積み荷目録及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない」といった趣旨の規定があります。 在来船が諸事情により港湾区域内に24時間以上錨泊する場合、船長と必要書類のやりとりのため、代理店が通船を雇って訪船して対応しており、通船代が港湾利用コストの一因になっています（コンテナ船はNACCSでオンライン申請のため不要です）。 横浜港の国際競争力確保に不可欠なコストの削減を行い、取扱貨物量の増加と地域経済の活性化を図るために、入港手続き書類提出に関する規制緩和を要望します。
070190	通関の手続・検査と他法令の手続・検査についての迅速・同時一体的な業務処理	関税法第67条、第70条、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を証明しなければならない。	D－1	－	通関手続の簡素化・迅速化を図るため、平成6年より、税関における通関手続と動植物検疫等の関税法以外の法令の規定による手続を同時並行的に行うことができるよう推進している。 更に、平成15年7月には、国際物流の効率化等を図るため、輸出入・港湾関連手続について1回の入力・送信で関係府省に対し必要な手続が行えるシングルウィンドウ化を実現した。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市が要望している、通関手続と動植物検疫の連携した実施体制の実現について、「平成6年より、税関における通関手続と動植物検疫等の関税法以外の法令の規定による手続を同時並行的に行うことができるよう推進している。」とされておりますが、要望に対する具体的実施内容についてご教示願います。また、シングルウィンドウにつきましては書類手続の簡素化・迅速化に大きな効果をあげていると認識しておりますが、個別のケースにおいては各官庁へ書類申請を行う場合も多数存在しており、さらなる改善を要望するものです。 ■要望内容 ・通関と検疫手続については一部、EDI申請による手続の連携が図られておりますが、実際の輸入手続に関する書類審査・検査等は各官庁それぞれ、個別に手続を行わなければならず、リードタイム短縮を実現する上で大きな課題になっております。書類手続・輸入検査等にかかる、手続の連携を強化し迅速な輸入手続の実現を要望します。		D－1	－	税関の通関手続と動植物検疫手続は、目的・内容が異なるため、それぞれ手続を行う必要がある。一方、税関の通関手続と動植物検疫手続の両方を必要とする貨物について、国内引取りまでに要する時間を極力短縮させることも重要である。このため、両手続の連携を既に図っているところであり、その具体的内容は以前回答したとおりである。なお、手続の同時並行的処理とは、動植物検疫手続が終了していなくとも税関への輸入申告を行えるということである。					2016100	横浜市	国際物流特区	通関の手続・検査と他法令の手続・検査についての迅速・同時一体的な業務処理	通関の手続・検査において、動植物検疫等の他法令の手続・検査と連携した実施体制の実現	通関手続・検疫手続において、担当機関の間で業務手順の調整や業務連携の強化を図り、各々の手続が最短時間で同時一体的に完了する業務方法・体制を実現すること。
070201	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	構造改革特別区域法第25条	地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける臨時開庁承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれる場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき、その構造改革特区において臨時開庁手数料に関する特例措置が適用される。	C	Ⅰ	インランド・デポについては、現在でも、臨時開庁手数料に関する特例措置の適用対象となっている。但し、インランド・デポは、空港施設又は港湾施設と一体として機能するものであり、インランド・デポで取り扱われる貨物は必ずいずれかの空港施設又は港湾施設で取卸し等が行われている。したがって、機能面で一体と考えられる執務時間外に外国貨物等を取卸し等をすることができる空港施設又は港湾施設とあわせて特区とする必要がある。 また、特区の範囲は、インランド・デポと空港施設又は港湾施設との機能面での一体性に応じて合理的に設定される必要があり、インランド・デポで取り扱われる貨物がどの空港施設又は港湾施設で取卸し等が行われているかを基本とすべきである。	提案のケースは、1つのインランドデポが1つの特定港、空港と一体化しているわけではなく、又、インランドデポの所在自治体と関連する港湾・空港所在自治体が別で離れているものの、当該インランドデポ全体では相当量の物流が見込まれる（特例の一要件を満たす）場合であり、このようなインランドデポを特区として特例適用できないか検討し、回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	空港施設や港湾施設から地理的に離れた場所に立地するインランド・デポは、周辺に立地する企業の国際物流を支援するために設置されており、一つの空港施設や港湾施設と一体的に機能するばかりでなく、複数の空港施設や港湾施設で取卸しされた貨物を取り扱っている。 空港施設や港湾施設で取卸しされた貨物は、税関の執務時間内であっても必ずしも現地で通関する必要はなく、保税運送により企業の立地する近くのインランド・デポ内にある税関支署（出張所）において執務時間外に通関することも、企業の選択の自由に任されている状況である。 この複数の港湾施設等と結びつくことがインランド・デポの重要な機能の一つであり、特定の港湾施設等と一体でなければ特例措置の対象としないという取扱は、インランド・デポの長所を減殺しかねない規制となっている。 国際貨物の取卸しについては、必ずいずれかの空港施設や港湾施設において行われるが、これら施設と距離をおくインランド・デポにおいては、複数の空港施設や港湾施設で取卸しされた貨物を取扱い、かつ保税運送によりインランド・デポ内にある税関支署（出張所）で通関を行っている実態を踏まえ、一定の要件を満たしていれば、空港施設や港湾施設の所在する特区と同じ範囲に含めることなく、別に定める物流特区の地域内において臨時開庁手数料の軽減措置が受けられるようにしていただきたい。		C	Ⅰ	本特例措置の趣旨は、本特例措置を契機に官民の物流の効率化への取組みを促し、物流の効率化等に資するものである。物流の効率化を図るためには、外国と国内の空港や港湾との輸送、空港や港湾での航空機や船舶の積卸し、空港や港湾、インランド・デポの場合は、それに加え、インランド・デポでの荷捌き等、物流という貨物の流れ全般について、総合的かつ一体的な措置が必要であると考えている。インランド・デポは、以前回答したとおり、空港施設や港湾施設と一体として機能するものであり、外国と国内の空港や港湾との輸送、空港や港湾での航空機や船舶の積卸し、空港や港湾での荷捌き等を考慮せず、インランド・デポでの荷捌き等という物流の一部分のみを取り出すことは、本特例措置の趣旨からみて相応しくない。	臨時開庁の件数の要件を満たし、相当の物流が見込まれる地域において、臨時開庁の手数料の見直しが実現するよう再度検討し、回答されたい。	C	Ⅰ	本特例措置の趣旨は、本特例措置を契機に官民の物流の効率化への取組みを促し、物流という貨物の流れ全般について、総合的かつ一体的な措置が講じられることにより、物流の効率化等に資する十分な効果が得られるというものである。現在、構造改革特別区域推進本部評価委員会において、特例措置の効果等に関する評価が行われることとなっているが、本件のような特例措置の効果等に関わるものは、その評価に基づき、検討されることになるものと考えている。	2019020	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	インランド・デポ（内陸通関拠点）について、開港又は税関空港と同様に、一定の要件を満たしていれば、開港又は税関空港と一体となった特区内でなくても単体で臨時開庁手数料半額の対象とする。	インランド・デポにおける通関業務の時間外手数料軽減により、物流コストの低減と物流拠点としての競争力の強化を図る。
070202	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	構造改革特別区域法第25条	地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける臨時開庁承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれる場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき、その構造改革特区において臨時開庁手数料に関する特例措置が適用される。	C	Ⅰ	インランド・デポについては、現在でも、臨時開庁手数料に関する特例措置の適用対象となっている。但し、インランド・デポは、空港施設又は港湾施設と一体として機能するものであり、インランド・デポで取り扱われる貨物は必ずいずれかの空港施設又は港湾施設で取卸し等が行われている。したがって、機能面で一体と考えられる執務時間外に外国貨物等を取卸し等をすることができる空港施設又は港湾施設とあわせて特区とする必要がある。 また、特区の範囲は、インランド・デポと空港施設又は港湾施設との機能面での一体性に応じて合理的に設定される必要があり、インランド・デポで取り扱われる貨物がどの空港施設又は港湾施設で取卸し等が行われているかを基本とすべきである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	常陸那珂港のように開港後の経過年数が少なく、臨時開庁手数料軽減の要件に合致しない港であっても、同一特区内のインランド・デポにおいて手数料が軽減される場合、物流面でつながりを有する（見込みのある）国際中核港湾とインランド・デポについては、少なくとも基本的に同一の条件による通関業務が行われるべきであることから提案を行ったものであり、この点を踏まえた検討をお願いしたい。		C	Ⅰ	本特例措置の適用区域は、物流面での実態的なつながりに応じて合理的に設定される必要がある。物流面の実態的なつながりではなく、単に同一特区内にあるということで、その適用区域を設定することは、適当ではない。					2019030	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	臨時開庁手数料が半額とされるインランド・デポと物流面でつながりを有し、又はその見込みがある港湾の周辺地区においては、当該港湾の周辺地区だけでは政令で所定の要件を満たさない場合であっても、港湾及びインランドデポにおける通関業務を一体的にとらえ、臨時開庁手数料半額の対象とする。（国際中核港湾及びこれと一体的に機能する港湾に限る。）	通関業務の時間外手数料を軽減し、物流コストの低減化により、物流の効率化を図る。
070210	不開港における外航船錨地利用方法の改善	関税法96条	外国貿易船の船長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船を不開港に出入させてはならないこととされている。 また、不開港出入の許可は、税関における監視取締り上の観点から、原則として外国貿易船が開港を経由して不開港に出入する場合に限り行うものとされている。ただし、修繕のため不開港に出入する場合及び税関において取締上支障がないと認められる場合においてはこの限りでないとされている。 なお、不開港に入港する場合には、あらかじめ、不開港出入許可手数料の納付が必要。	C	－	本提案は、水島港の不開港区域の一部を開港とみなすことにより、これまで同区域の一部でバース待ちしている間、貨物の成分分析を行った場合等に徴収されている外国貿易船に係る不開港出入許可手数料の免除、並びに再入港した場合に課税されている外国貿易船に係るトン税及び特別トン税の免除を求めるものであるため、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案の趣旨は、水島港開港区域に、1万～5万重量トンの船舶が錨泊できる錨地がないため、運航上の理由で荷役予定日より前に本邦に到着した外航船が、紀伊水道、豊後水道付近で漂泊（Drifting：錨を下ろさずエンジンを使用して付近海域を周回する）している実態を改善できないかという問題から出発している。漂泊は燃料を浪費し、経費拡大や環境面での悪影響を与えるほか、見張りなど安全面の配慮も必要となる。その回避策として錨を下ろすと不開港入港扱い（手数料発生）となる一方、必ずしも錨を下ろせる確約はない。従って、本提案が実現した場合、不開港入港手数料を避けるために紀伊水道などで漂泊している船舶が、水島付近で錨泊待機できる事になるだけで、公租公課の減収にはならない。また、水島付近の錨地での待機が可能になれば、とりあえず、潮時（1日1回または2回）を利用して水島港付近(不開港区域）で待機して荷役日を待ち、荷役日の朝一番から着桟（潮の制約なし）という入港スタイルをとることができ、水島港の入港制約を緩和し、ひいては水島港の活性化に繋がると考えている。提案ではトン税の二度払いにも言及したが、頻度的にはさほど多くなく、趣旨は物流効率を良くするという事である。特定重要港湾として位置づけられた水島港の将来を考えた場合、上記の錨地問題を解決することは必ずや国際物流港としてのインフラの改善、競争力の強化に繋がると確信し、再度検討願いたく、上記意見を申し上げる次第です。		D－1 C	－	現状においても、「提案主体からの意見」にもある事例（運航上の理由で荷役予定日より前に本邦に到着した外航船が、水島港入港のため不開港区域の一部においてバース待ちのみをする場合）であれば、不開港出入許可手数料は課されないこととなっている。 また、同一港に数度入港する場合には、トン税等の定額払いとできる一時納付制度（とん税等の1年分納付方式）が利用可能となっている。					3034010	新日本石油精製株式会社水島製油所、株式会社ジャパンエナジー水島製油所、三菱化学株式会社水島事業所、三菱ガス化学株式会社水島工場、三菱自動車工業株式会社水島製作所	不開港における外航船錨地利用方法の改善	不開港における外航船錨地利用方法の改善	関税法96条により、開港の港域は、政令で定めるものを除く他、港則法に基づく港の区域による。と規定されている。規制の特例として、提案者の事業所に入港する船舶について、水島港外の不開港区域を開港とみなす。	水島港に入港する船舶で、1万重量トン以上の船舶の錨泊が必要な場合、この規制の特例により、水島港外の不開港区域を開港とみなすことにより、不開港入港手続きおよび手数料、船舶法3条による特許許可を省略する。また、水島港に入港し、荷役待ちのため、港外で待機し、再度入港した場合のトン税を非課税とする。
070220	外国製品の製造販売の緩和	関税法第9条第1項	貨物を輸入しようとする者は、輸入する日までに関税を納付しなければならない。	C	－	外国製品の自由な販売（免税販売）を認めて欲しいというものであるならば、「税の減免」の要望であるため、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。											3104010	個人	国際交流特区	国際交流特区	境港市竹内団地内での外国製品の製造販売、外国人が飲食店を自由に設置営業可能に、5年間滞在可能なように規制を緩和する。また公営住宅に入居できるように規制を緩和し、長崎の出島のようにして欲しい。現在FAZ地区に指定されている。	外国製品の製造販売で国内に販売発信でき、外国の飲食街の進出で外国人も定着する。外国語の必要性も増大し、外国大学の設置も可能である。米子空港(滑走路)も環日本海の拠点空港として平成20年には2,500m.に延長され、境港も5万トン岸壁が整備される予定である。20万坪の土地は県有地である。今年度には一日2万人の集客する量販店も進出する。また、水木しげるの鬼太郎の町でもあり、観光地としても有望である。飲食店は中国、韓国、モンゴル、ロシア、東南アジア諸国からの進出で横浜の中国人街のようにする。中国、韓国、モンゴル、ロシア、東南アジア諸国からの進出で国際交流都市を構築する。
070230	市場公募債発行の自由裁量化	地方財政法第5条の5 地方債の許可手続に関する省令	住民参加型ミニ市場公募債は、全ての地方公共団体で発行することが可能。	D－1	－	住民参加型ミニ市場公募債は、銀行等引受資金による起債と比べて発行について特段の制限をしているものではなく、全ての地方公共団体で発行することが可能。											1054010	裾野市	すその生き生きマネー推進事業	すその生き生きマネー推進事業	市場公募債の法的規制をなくし、自由裁量とすること。	当市が、市単独で行なう 事業に対する経費の一部を市民から公募し財源の一部とする。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
070240	政府系資金からの借入金の繰上げ償還の容認	財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第3条 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第44条 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第40条	財政融資資金を借入れた地方公共団体が、任意に繰上償還を行う場合には、補償金を支払うこととなっている。	C	—	財政融資資金は、民間金融機関と異なり、国民から預かった資金を利ざやをとらずに長期かつ固定金利で融資を行いながら独立採算で運営されている。 このため、任意の繰上償還を行う場合に補償金が支払われないと、国（財政融資資金）は本来得られるはずであった利子収入を失うこととなり、損失の発生、ひいては財政負担を招くこととなるので、対応は困難である。	地域再生推進のため、財政投融資制度の利便性の向上が重要であることから、これを踏まえ要望が実現できないか。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は単に財政措置を求めるものではなく、制度上の不合理の改善を求めるものである。地方財政法において繰上償還の規定があるにも係わらず、補償金という縛りによってこれを活用できなくしている現状は、国の財政事情を優先するあまり、自治体の財政事情の健全化を著しく阻害し続けるものである。本市は民間金融機関からの借入については、既に補償金なしで繰上償還を行っており、国と自治体の間においても、経済財政の実状に対応した制度の運用が不可欠であり、本提案の受け入れを強く望むものである。		C	—	本件に応じることは出来ない。 （本件補償金の制度は、規制ではなく規制緩和の対象とはならない。） （理由） 財政融資資金が繰上償還に際して補償金を徴求することとしているのは、繰上償還を規制するものではなく、あくまでも、財政融資資金に経済的な損失が発生して、その運営に支障が生じることのないようにするためである。従って、補償金を支払えば繰上償還は、随時可能である。 全ての財投機関は、繰上償還を行う場合には補償金を付す前提で借入れを行っている。そのことを前提に、財政融資資金では、貸付金利と調達金利を同一として、「鞘」を抜かないで低利の貸付を行っている。そうした中で、仮に本件要望を認めると、財政融資資金に損失が及び、財政融資資金の運営そのものが困難となる。従って、本件要望に応じることはできない。 なお、もともとの提案理由の中には、過去の高金利時代の借入れが大きな金利負担の原因となっている旨の記述があるが、上記のように財政融資資金は貸出金利と調達金利を同一として「鞘」を抜かないで運営しているので、高金利時代には、財政融資資金の調達金利も高くなる点に留意が必要である。 補償金なしで繰上償還を認めるという行為は、債券形態の債権に置き換えて言えば、過去の高金利時代に発行された表面利率の高い債券が、市場金利が低下することによって、その流通価格が額面価格を超えて取引されているにもかかわらず、これを額面価格で売却し、消却に応じることに等しい。この場合、財政融資資金は流通価格と額面の差額分だけ経済的損失を被ることになる。 補償金の額は、こうした流通価格と額面価格の差額をカバーするものであり、当該差額（本件要望について言えば、当該貸付を満期まで継続した場合に必要となる元利払負担の現在価値とその時点での未償還元金の差額）に等しくなる。したがって、補償金を付したからといって、地方公共団体に経済的な損失が発生するという訳ではない。あくまでも、約定されている元利金の支払いと経済的に等価な支払いを求めているだけであり、この補償金さえ支払えば、繰上償還は随時可能である。 このように、本件要望は、規制の緩和というよりも、単に経済的な恩恵を与えるという性格のものであり、仮に本件要望を認めると財政融資資金の運営に著しい支障が生ずることから応じられないのみならず、「規制改革を行う」という構造改革特区の趣旨にも合致しないものである。 なお、提案理由の中には、民間資金借入れ分に係る繰上償還についての言及があるが、民間金融機関は、顧客としての地方公共団体との関係を維持するメリット等も総合的に考慮しているものと思料される他、財投と異なりその多くは長期固定ではなく経済的損失は限定的であること、また、繰上償還の可能性も考慮した上で金利等の条件を設定している場合も考えられる。そうした民間資金と、上述のような仕組みで運営している財政融資資金を同列に議論することは適当ではないと考える。					1169010	草加市	効率的迅速行財政特区（繰上げ償還推進）	政府系資金からの借入金を繰上げ償還する	政府系資金からの借入金を繰上げ償還する	草加市では、繰上げ償還による当面の財政負担は大きくとも、敢えてこれを実施し、将来の本格的高齢社会への財政的備えを行いたいと考えるものである。
070250	校舎建設費の補助対象外経費の起債の容認	地方財政法第5条 地方債の許可手続に関する省令	校舎建設において、実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合、一定の範囲内で地方債の対象としている。	C	—	実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合、一定の範囲内で地方債の対象としているところ。ただし、標準的な水準を著しく超える大規模な施設や華美な施設に無制限に地方債を充てることついては、翌年度以降その償還のための支出が大きく増大することになるので、財政運営の健全性維持の観点から適当ではない。 また、今回の要望の内容は、財源確保の手段である地方債について、要望の団体にのみ制限を緩和するという、財政措置を求めるもの。	貴省の回答にある「一定の範囲内」とは何か示されたい。 また、提案にあるような特別な特別な事情がある場合は、全国一律の基準ではなく、弾力的運用ができないか。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	草加市は、首都に隣接した立地に加え、地下鉄日比谷線の乗入れ等の交通条件の変化などにより昭和３０年代後半から４０年代にかけて急激に人口が増加し、小中学校建設を集中的に進めた経緯がある。これらの施設が老朽化し、また、耐震基準を満たさないことにより集中的な建替えを実施しなければならない時期を迎えている。現在進めている建替え計画は、回答にあるような「標準的な水準を著しく超える大規模な施設や華美な施設」ではなく、あくまでも適正な義務教育を行うために必要な範囲のものであるが、国が定める基準面積・基準単価は「標準的な水準」というにはあまりにも低いといわざるを得ない。また、この基準により国庫補助金のみならず地方債の限度額をも制限されるため巨額の一般財源の単年度持ち出しを余儀なくされ、財政運営が著しく不安定となるばかりでなく、結果として計画的な建替えが実施できない。本市は平成２６年度までに小中学校合わせて１０校の全面改及び一部改築等が必要であるが、平成１５年度に一部改築した小学校校舎を例に挙げると、１校あたり約１３億円の事業費が必要となり、そのうち約６億２千万円が一般財源からの繰り出しとなっている。つまり、今後１１年間で最低６０億円以上の一般財源が必要となり、現在の厳しい財政状況の下、子供たちの安全とその他の行政サービスの二者択一を迫られている。本提案は、「単に一般的な財政措置を求めるもの」ではなく、かつての人口急増都市として集中的な建替えが必要な状況に基づく特例措置を求めるものであり、かつ、国庫財源を求めるものでもない。地方債の償還は、あくまでも本市の市民が将来に渡って負担していくものである。		D－1	—	地方債の起債については総務省が許可することとされており、総務省から回答しているとおり、実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合は、校舎、屋内運動場、小中学校寄宿舎及びへき地集会室については、基準面積・基準単価の３０％以内、これら以外の施設については当該上回る面積・額に係る事業費が起債対象とされており、その他の単独事業（補助対象とならない事業）についても、義務教育施設整備事業債又は一般単独事業債の対象とされている。					1189010	草加市	草加の教育特区（学校施設整備に係る地方債許可条件の見直し）	校舎等の建設に係る経費について市負担部分の起債を可能とする。	校舎等の建設に係る経費について国庫補助対象外の市負担部分について起債を可能とする。	校舎等の建設に係る経費について国庫補助対象外の市負担部分について起債を行う。
070260	学校を設置するＮＰＯ法人に対する減額貸付の要件の緩和	財政法第9条	財政法第9条において、国の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡又は貸し付けてはならないとされており、適正な対価のもと、国有財産法等の規定に則って貸し付けることは可能である。	C	—	本提案は第３次提案で回答したとおり、特区において学校を設置するNPO法人に新たな財政上の優遇措置を講ずるものであるため、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、前回提案と同様の内容である限り、検討要請の対象とはなり得ない。	提案は、既存の私立学校と同等の制度を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の財政措置を講じるもの」とは異なるため、この点を踏まえ検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省は、「本提案は第３次提案で回答したとおり、特区において学校を設置するNPO法人に新たな財政上の優遇措置を講ずるものであるため、『従来型の財政措置は講じない』とする『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、前回提案と同様の内容である限り、検討要請の対象とはなり得ない。」という回答をしているが、本提案は、「従来型の財政措置の拡大を求めるもの」ではなく、学校を設置する学校法人とＮＰＯ法人のように法人格は違うものの同様の事業を実施している者に対する当該事業実施を円滑に進めるための措置について「競争条件の公平化（イコールフッティング）」を求めるものであり、そのような提案が検討対象であることは、昨年１０月３日付け構造改革特別区域推進本部ＨＰにおいて提案募集を始めた際の、別紙１－１の別添１の２．（注）に記載されており、その回答において懸念されていると想定される「公の支配」という点については、提案書の代替措置の内容において、「貸与財産の使用目的はろう児に対する教育のための活動に限定し、また、夜間、休日等は地域社会との交流の場として活用することに限定する。学期末等に定期的に特区を申請する自治体の長のもとに、設置された第三者機関（特区学校審議会）の監査人が、その利用状況について立入調査を実施する。目的外使用等がみられた場合には、特区を申請する自治体の長により、財産貸与を終了する。」と記載しているように、それらの懸念の点を払拭するための対策を講じることを念頭においているところ。したがって、上記のような点を踏まえ、本提案の「学校を設置するＮＰＯ法人に対する減額貸付の要件の緩和」について再検討され、その見解及び今後の対応につき具体的に提示されたい。	２００３年７月にカナダで開催された世界ろう者会議にて当ＮＰＯ法人理事は日本におけるろう教育の現状と龍の子学園の実践についてプレゼンテーションを行い（補足１）世界からも注目され、世界で唯一ろう総合大学である米国立大学ギャローデット大学の学長もその内容について評価され、同年１１月に来日された際にも直接お会いして龍の子学園の「バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト」への協力要請についても承諾を得ている。（補足２－１及び和訳：補足２－２）。また、同年１２月には龍の子学園のバイリンガルろう教育の具体的な教育内容について、同大学から実際に視察がありその教育の質について評価を得ている。	C	—	特区において学校を設置するNPO法人は、貸付料として適正な対価（時価）を支払えば国有財産の貸付けを受けることが可能です。しかし、本提案はこの貸付料の減額という単なる財政措置の優遇を求めるものであるため、検討要請の対象とはなり得ません。	提案は、既存の私立学校と同等の制度を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の財政措置を講じるもの」とは異なるため検討の対象となりうる。この点を踏まえ、既存の学校法人と同様にＮＰＯ法人立学校を減額貸付の対象とされるよう検討されたい。	C	—	再検討要請に対する回答にもあるとおり、本提案は単なる財政措置の優遇を求めるものであるため、検討要請の対象とはなり得ません。	3102040	ＮＰＯバイリンガルろう教育センター龍の子学園（特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター）	バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト	学校を設立・経営するＮＰＯ法人に対し国有財産特区を申請する自治体の長	第２次提案において、「一定の実績のある不登校児童生徒等」のNPO法人による学校設立の可能性が開かれたところ、これらの法人が校地・校舎として利用するにために、国有財産を譲与・貸与する際の要件を緩和し、貸与等ができる対象に特区法4条8項の認定を受けた自治体の特区内に設置される特区法１３条に規定する学校設置非営利法人を追加する。	東京都内でろう者自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたＮＰＯ龍の子学園。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選択肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語（日本手話）で聴児と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴児と同等である。また、成人ろう者、ろう児の集団からまさに生きる力の習得することができる大切な学びの場である。また、夜間や休日においては地域社会との交流を行い、ろう者・手話の理解と平等な社会の構築に向けて公共の利益に寄与するものである。国有財産ならびに譲与貸付対象の施設（既存学校）の部分借用や共用利用等が可能となる。